

企業年金セミナー

D C 法改正によるポータビリティ 拡充の実務

企業年金間のポータビリティ 拡充による 移受換事務の変更点について

2018年1月22日

企業年金連合会

年金サービスセンター 年金記録課



Pension Fund Association
企業年金連合会

目 次

I. 企業年金間のポータビリティ 拡充の概要	・ ・ ・ ・ P. 2
II. 移受換事務に係る様式の変更点 および記入方法	・ ・ ・ ・ P. 4
1. 連合会への移換通知事務	・ ・ ・ ・ P. 4
2. 取消・訂正事務	・ ・ ・ ・ P. 17
3. 企業年金への移換申出事務	・ ・ ・ ・ P. 25
III. 参考	・ ・ ・ ・ P. 31

I. 企業年金間のポータビリティ拡充の概要

主な変更点

- (1) 中途脱退者の定義が変更となり、DBの加入者の資格を喪失した者で、規約上で脱退一時金の支給要件を満たしている場合、老齢給付金の受給待期者も含めて移換対象者とする。
 - (2) 確定給付企業年金法の省令改正により、企業年金間の資産移換においても、移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（以下「算定基礎期間」という。）の「開始日及び終了日」を移換先に引き渡すこととされる。
そのため、移換通知時等に、算定基礎期間の「開始日及び終了日」が引渡し項目に追加される（平成30年5月通知(申出)より）。
 - (3) 平成31年の元号の変更に向けて、移換通知時等に必要な年月日について、年号を「和暦」から「西暦」に変更する対応を行うこととする（平成30年5月通知(申出)より）。
- ※なお、当面の間は、和暦表示での移換通知等にも対応

【表1】

算定基礎期間	DB → 連合会 移換通知	連合会 → DB 移換申出	連合会 → DC 移換申出
算定基礎期間の 開始日	× → ○	× → ○	○
算定基礎期間の 終了日	× → ○ (現在、資格喪失年月日のみ 引き渡し)	× → ○	○

【表2】

DC法等改正法の一部施行による移換通知等のスケジュール		
施行前様式	平成30年4月通知（申出）まで	平成30年4月16日(月) 連合会受付分（＝必着分）まで
新様式	平成30年5月通知（申出）より	平成30年4月17日(火) 連合会受付分より

DC法改正による様式変更一覧

2ページの(1)から(3)の変更により表の通り様式等が変更となります。

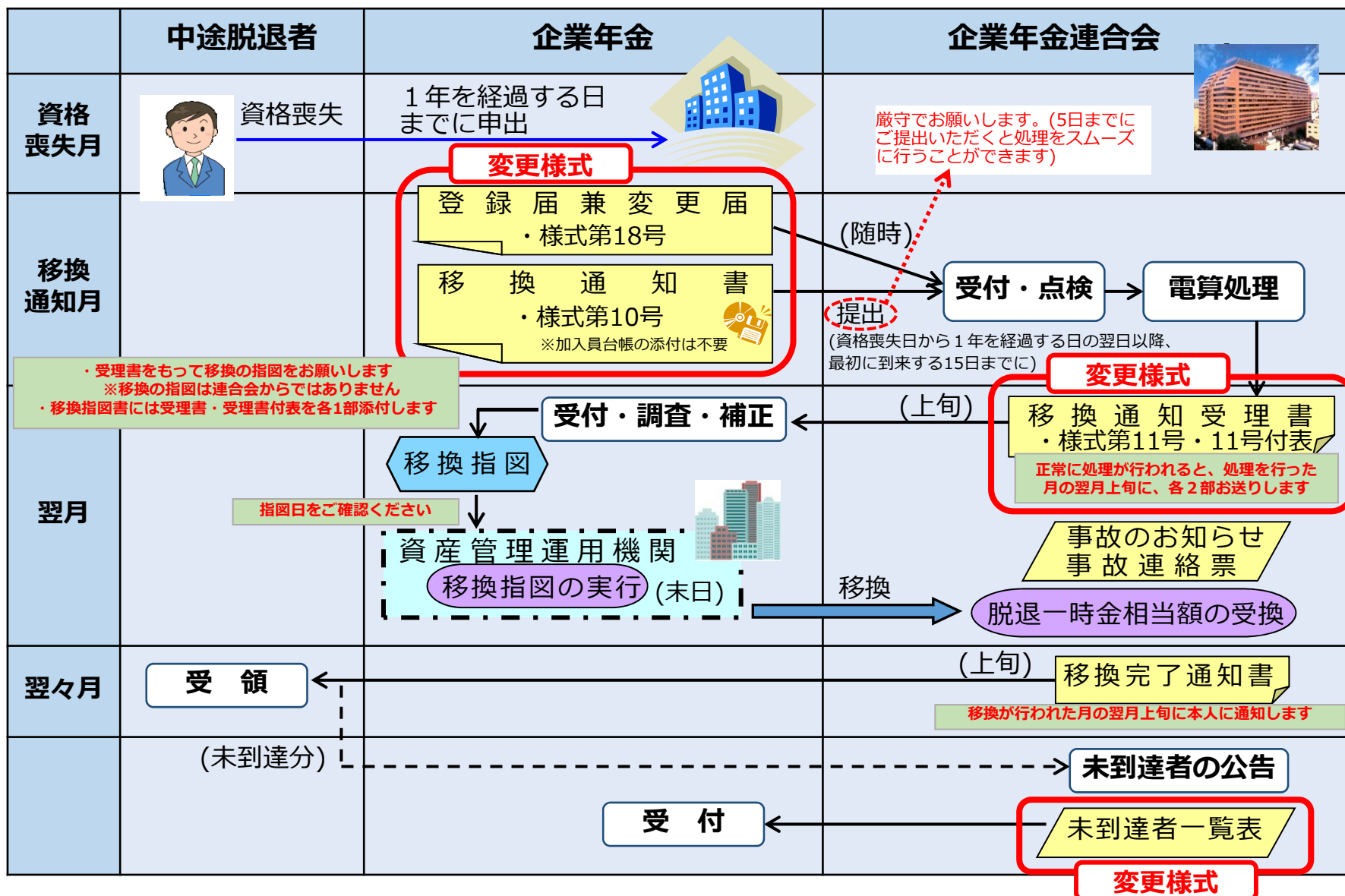
	様式番号	様式名等	主な変更点
連合会へ提出する様式	様式第18号	・登録届兼変更届	・年月日を西暦へ変更
	様式第10号	・中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（紙媒体）	・年月日を西暦へ変更 ・算定基礎期間の開始日の追加 ・算定基礎期間の終了日の追加
	様式第10号 （記録媒体用）	・中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（記録媒体用） ・記録媒体ファイルレイアウト	
	様式第14号 様式第14号付表	・中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届 ・中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）	
	様式第12号	・中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書	・年月日を西暦へ変更
連合会から送付する様式	様式第11号 様式第11号付表	・中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書	・年月日を西暦へ変更 ・算定基礎期間の開始日の追加 ・算定基礎期間の終了日の追加
	—	・通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表	・年月日を西暦へ変更
	様式第15号	・中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書	
	—	・中途脱退者訂正処理結果報告書	
	—	・住所訂正処理結果報告書	
	様式第13号	・中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書	・年月日を西暦へ変更 ・算定基礎期間の開始日の追加 ・算定基礎期間の終了日の追加

Ⅱ．移受換事務に係る様式の変更点および記入方法

1．連合会への移換通知事務

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ

締切日は事前にご確認ください
 移換通知の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理となります



登録届兼変更届

記入例は、法改正後様式と併せて
連合会HPに掲載する予定です。

§ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

- 連合会へ中途脱退者の移受換事務を行う際、企業年金の連絡先・通知等の送付先等を登録するための届です。
- **初回の登録時**は、以下の書類を添付してください。（設立認可時の書類等でご確認ください。）
 - ①規約番号または基金番号の確認ができる書類（写）
 - ②規約承認年月日または設立認可年月日の確認ができる書類（写）
- 複数の実施事業所の事業主が共同で企業年金を実施している場合は、**代表となる事業主**が届出してください。
- 登録内容に**変更があった場合はその都度**、変更箇所欄に「○」を付け、変更内容のみを届出してください。

登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号 企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿		
登録届兼変更届（確定給付企業年金）		
規約番号・基金番号 （会員番号）		
事業主又は基金の名称		
項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(7桁)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるかどうか	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめ連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	
*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。		
西暦 年 月 日		
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称		
代表者又は理事長名		
担当者名		

初回登録時に必要な添付書類の例です
※認可の形態等により、レイアウトが異なります

規約番号または基金番号の
確認ができる書類（写）

平成 29 年 4 月 1 日

企業年金基金 殿

厚生局健康福祉部企業年金課

基金型企業年金規約の認可について

標記について、別添のとおり認可されたので、認可通知書を送付します。

なお、確定給付企業年金基金番号（以後「基金番号」という。）を「関基第 号」と定めましたので、今後関係書類には、すべてこの番号を付してください。

規約承認年月日または設立認可
年月日の確認ができる書類（写）

厚生労働省 号

原

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書

平成29年 付 号にて申請のあった厚生年金基金が企業年金基金となることの申請については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第112条第1項の規定により認可する。

平成29年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録届兼変更届

§ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

① 規約番号・基金番号

② (会員番号)

③ 事業主又は基金の名称

項 目	内 容	変更箇所
④ 確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
⑤ 総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
⑥ 連合会から積立金等の移換ができるか否か	☐ 移換できる ☐ 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	☐ 全ての積立金等を移換する ☐ 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する ☐ 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	☒ 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする ☐ 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者名

担当者名

① 地方厚生局が認可した規約番号又は基金番号を記入。

・規約型：○規第XXXXXX

・基金型：○基第XXXXXX

下線部の6桁の数字を記入。

② 連合会会員の場合は会員番号を記入。
(会員でない場合は記入不要)

③④ 規約型⇒会社等名称（代表者名等の事業主個人名は不要）

基金型⇒基金名称

⑤ 信託銀行、生命保険会社等を記入。

⑥ 連合会にある積立金等を受け入れることが可能かどうか、規約を確認の上、記入。

⑦ 『(○)移換できない』とした場合は記入不要。

⑧ 届出年月日を西暦で記入。

会社の社判・代表者印等の押印は不要
(届出はFAXでも可能です)。

「事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」を選択した場合は、加入者は企業年金（事業主または企業年金基金）へ移換申出を申請する。

企業年金から連合会へ提出する書類

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

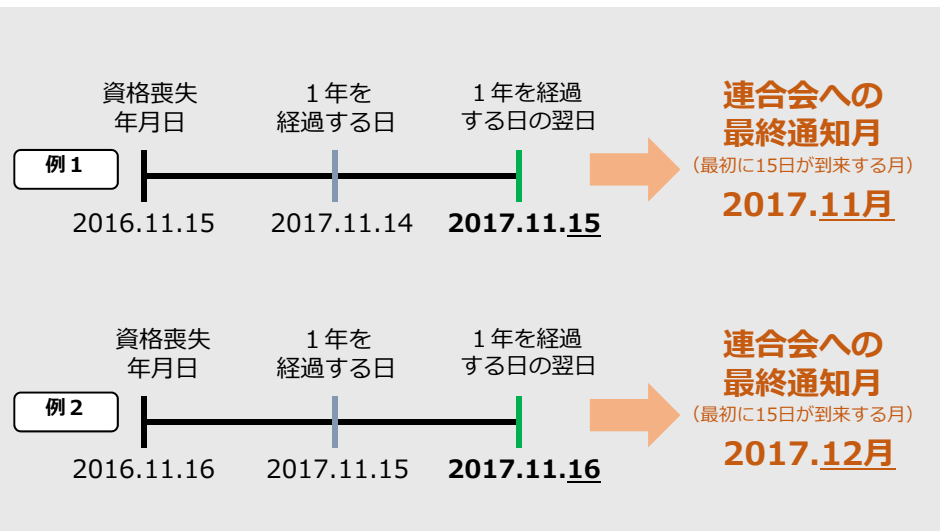
記

規約番号又は基金番号	件数
基礎年金番号	氏名
住所	性別
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額

（※）脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

原則として、移換通知は中途脱退者が企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに行います。

なお、書類不備等があった場合の対応の為できるだけ毎月5日までに通知いただきますようお願いいたします。



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)

様式変更の主なポイント

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の引渡し項目の追加
- ・ 改元に伴う、西暦での通知への変更
- ・ 記入位置の変更



… 引渡し項目の追加部分



… 和暦から西暦への変更部分

【記録媒体用】…記録媒体とセットで通知

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号		件数	
基礎年金番号		氏名	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
住所	〒 -		
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）		算定基礎期間（※）の終了日（西暦）	資格喪失年月日（西暦）
脱退一時金相当額	円	算定基礎期間（※）	ヶ月 本人提出相当額 円
基礎年金番号		氏名	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
住所	〒 -		
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）		算定基礎期間（※）の終了日（西暦）	資格喪失年月日（西暦）
脱退一時金相当額	円	算定基礎期間（※）	ヶ月 本人提出相当額 円

(※)脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

様式第10号



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書 （確定給付企業年金：記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出（ 件）を受けましたのでFD又はCD-Rを添えて通知します。

西暦 年 月 日

規約番号又は基金番号

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

印

企業年金連合会理事長殿

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)の記入方法

① 地方厚生局が認可した規約番号(規約型)又は基金番号(基金型)を記入。

<記入例>

- ・東基第XXXXXX
- ・関規第XXXXXX

下線部の6桁の数字を記入

② 基礎年金番号を記入。

※加入員番号を誤って記入しないようご注意ください。

③ カナ氏名の記入漏れにご注意下さい。

④ ○の付け忘れにご注意下さい。

⑤ 住所は、住所記入欄に記入。

⑥⑦ 規約に基づく年月日を西暦で記入。
※資格喪失年月日以降に通知して下さい。

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(確定給付企業年金)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 2018 年 6 月 5 日

企業年金連合会理事長殿

複数枚提出する場合は、
1枚目に総件数を記入
(2枚目以降は空欄)。

記

⑫

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

〒105-00XX 東京都港区芝公園X-X-X
○△□企業年金基金

代表者又は理事長名

理事長 確給 一郎

印

⑫ 確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称及び住所を記入。また、代表者又は理事長名を記入の上、押印する。

※複数の実施事業所の事業主が共同で企業年金を実施している場合等であっても、様式第18号で登録済みの「代表事業主又は企業年金基金の名称および住所」で通知する。

⑧ 総脱退一時金相当額を記入します。

※⑩ 本人拠出相当額を含めた総額を記入。

⑩ 確定給付企業年金制度での本人拠出掛金がある場合に記入。

⑨ 規約に基づく期間を、月数で記入。

① 規約番号又は基金番号	0 0 0 1 2 X	③ 件数	0 0 0 3	④	
② 基礎年金番号	2 2 2 2 1 2 3 4 5 X	フリガナ	キキン タロウ	性別	男 01
		氏名	基金 太郎	生(年月日)	1 9 7 5 0 5 0 5
⑤ 住所	〒160-0023 新宿区西新宿X-X-X				
⑥ 算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	1 9 9 6 0 4 0 1	⑦ 算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	2 0 1 1 0 3 3 1	資格喪失年月日(西暦)	2 0 1 1 0 3 3 1
⑧ 脱退一時金相当額	2,000,000 円	算定基礎期間(※)	180 ⑨ ケ月	本人拠出相当額	50,000 円 ⑩
基礎年金番号	3 3 3 3 2 3 4 5 6 △	フリガナ	JUSTIN WONDER	性別	男 01
		氏名	⑪ JUSTIN WONDER	生(年月日)	1 9 7 9 0 7 0 7
⑪ 住所	〒999-9999 2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A				
算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	2 0 0 4 0 4 0 1	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	2 0 1 1 0 3 3 1	資格喪失年月日(西暦)	2 0 1 1 0 3 3 1
脱退一時金相当額	300,000 円	算定基礎期間(※)	84 ケ月	本人拠出相当額	0 円

(※) 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

⑪ 外国人氏名・・・フリガナ欄に、アルファベット半角大文字(20文字以内)で記入。

外国住所・・・郵便番号を999-9999として、アルファベット半角大文字(100文字以内)で記入。

※記録媒体で通知する場合も、アルファベットは半角大文字で作成します。

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)の記入方法

法改正後の様式を平成30年5月通知分より使用できない場合は、経過措置として、平成30年11月末まで、現行様式を使用いただけます。

ただし、経過措置様式を使用する場合は、この書類に記載した注意事項を必ずお守りください。

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換通知します。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号		件数	
基礎年金番号	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日（西暦）
脱退一時金相当額	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間	中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出相当額	
住所		開始日	終了日
	男 01 女 02	昭5 平7 1 9 7 5 0 5 0 5	昭5 平7 2 0 1 1 0 3 3 1
円	ヶ月	円	円
〒		2 0 0 2 0 4 0 1	2 0 1 1 0 3 3 1
	男 01 女 02		
円	ヶ月	円	円
〒			

経過措置様式

平成30年11月
末まで使用可

「開始日」「終了日」と、
項目名を追記。

「昭5」「平7」等を消込み、
西暦で年月日を記入。

住所欄の余白に「開始日・終了日」の
記入欄を作成し、西暦で年月日を記入。
(記入欄は縦線を追加して作成)

※「開始日・終了日」の記入位置変更
は不可です。

指定の位置に記入欄を設けることが
できない場合は、法改正後の様式を使用
して下さい（経過措置様式は使用いた
だけません）。

※当面の間は、和暦表示での移換通知にも対応

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)【記録媒体用】



記録媒体を提出する前に、
CSVファイルのレイアウトや
ファイル名を再確認願います

注意点 1

- ・ 連合会指定のファイル名ですか？
⇒ ファイル名…「DBCHUDATU.csv」
- ・ 指定されたファイル形式ですか？
⇒ ファイル形式…CSV形式（カンマ区切りの形式）
- ・ 文字コードが正しく設定されていますか？
⇒ 全角文字…SHIFT-JISコード
⇒ 半角文字…JISコード

注意点 2

- ・ 数字の先頭「0」がスペースになっていませんか？
- ・ 「、」等、余計な記号が入っていませんか？

CD-Rによる中途脱退者移換申出の手続き

1. 移換申出の方法

「移換通知書(記録媒体用)」および中途脱退者記録を収録したCD-Rを連合会へ提出してください。

2. CD-Rの仕様

(1) CD-Rのサイズ等

サ イ ズ	120×120×1.2 mm (12 cm CD)	
容 量	650MB	700MB

CD-Rの記録面でない面に、次の項目を明記してください。

- ① 基金番号(規約番号)
- ② 「中脱申出」の表記

※ ラベルシール等の貼付は禁止とさせていただきます。

(2) ファイル名

ファイル名称は「DBCHUDATU.csv」としてください。

(3) ファイル形式

CSV形式(データを項目ごとに、カンマ(,)で区切ったファイル形式)で作成してください。

例えば、EXCELにてデータを作成し、保存の際ファイル形式をCSVとし保存することでCSV形式のファイルが作成できます。

(4) 文字コード

全角文字は、すべてSHIFT-JISコードで入力してください。(漢字の水準については、第2水準までとしてください。)

半角文字は、すべてJISコードで入力してください。

企業年金から連合会へ提出する書類

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）【記録媒体用】レイアウト

ファイルレイアウト変更の主なポイント

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の引渡し項目追加
- ※記録媒体通知は、現在も西暦で通知いただいています

- ・ 基金番号又は規約番号に半角SPACEが入力された場合は、数字の前のSPACE=0で出力し6桁にする。
数字の後のSPACE=オミットする

例 △△1234 → 001234 1234△△ → 001234
 △1234△ → 001234

【DB移換通知データ：DBCHUDATU】

全角・半角に注意

項番	項目	区分	桁数	内容	→	桁数	変換内容
1	データ識別区分	半角	2	「51」であること		2	'51'
2	漢字判定区分	半角	1	「3」であること		1	'3'
3	移換通知年月日	半角	8	数字又は空欄		8	数字(西暦)又はスペースをセットする
4	基金番号又は規約番号	半角	～6	数字又はスペース		6	上記参照
5	基礎年金番号	半角	10	記号4桁、数字6桁(数字10桁)		10	数値10桁 それ以外はエラーとする
6	加入者氏名(カナ)	半角	～20	カナ、英字、半角スペースのいずれか		20	右詰後半角スペースで出力
7	氏名漢字有無区分	半角	1	「1」、「2」。それ以外はエラー		1	“1”(有)の場合 “1” “2”(無)の場合 “0”変換 それ以外の場合エラーとする。
8	加入者氏名(漢字)	全角	～10	漢字氏名有無区分が有り(1)の時はSHIFT-JISコード 漢字氏名有無区分が無し(2)の時は空欄		10	左詰後全角スペースで出力
9	性別	半角	1	「1」、「2」。それ以外はエラー		1	“1”又は“2”。“1” “2”以外はエラーとする
10	生年月日	半角	8	数字のみ		8	西暦のままセットする
11	算定基礎期間の開始日	半角	8	数字のみ		8	西暦のままセットする
12	算定基礎期間の終了日	半角	8	数字のみ		8	西暦のままセットする
13	(最終の)資格喪失年月日	半角	8	数字のみ		8	西暦のままセットする
14	脱退一時金相当額	半角	～9	数字のみ		9	右詰前ゼロで出力
15	脱退一時金相当額の算定基礎期間	半角	～3	数字のみ		3	右詰前ゼロで出力
16	本人拠出相当額	半角	～9	数字のみ		9	右詰前ゼロで出力
17	住所状態区分	半角	1	「1」、「2」。それ以外はエラー		1	“1”又は“2”。“1” “2”以外はエラーとする
18	郵便番号	半角	7	数字のみ		7	右詰前ゼロで出力
19	住所	半角	～100	住所状態区分が(1)の時は、JISコード		100	左詰後全角スペースで出力
		全角	～50	住所状態区分が(2)の時は、SHIFT-JISコード			

氏名・住所の収録文字

連合会の電子計算機処理上、収録文字数に制限があるため、移換通知時の外国居住者（外国人及び日本人）の氏名・住所の記入時や記録媒体作成時に以下の点に留意して作成いただくようお願いいたします。

■ 収録文字数(スペースを含む上限)

	文字数	国内居住者	海外居住者
カナ氏名欄	半角20文字以内（全角不可）	カナ	アルファベット（半角大文字）
漢字氏名欄	全角10文字以内	漢字	—

		文字数	国内居住者	海外居住者
住所欄	〒郵便番号	半角7文字	123-4567(任意の番号)	999-9999(固定)
	住所	半角100文字以内 (全角不可)	カナ	アルファベット（半角大文字）
		全角50文字以内	漢字	—

国内居住者の住所は、カナまたは漢字のいずれかで可。

■ カナ氏名が20文字を超える場合

氏名 MICHAEL THOMAS JACKSON（22文字）

→ MICHAEL T JACKSON（17文字にして移換通知）

■ 漢字表示のある国の場合の記入例

氏名 王 守団

→ WANG SHOU TUAN

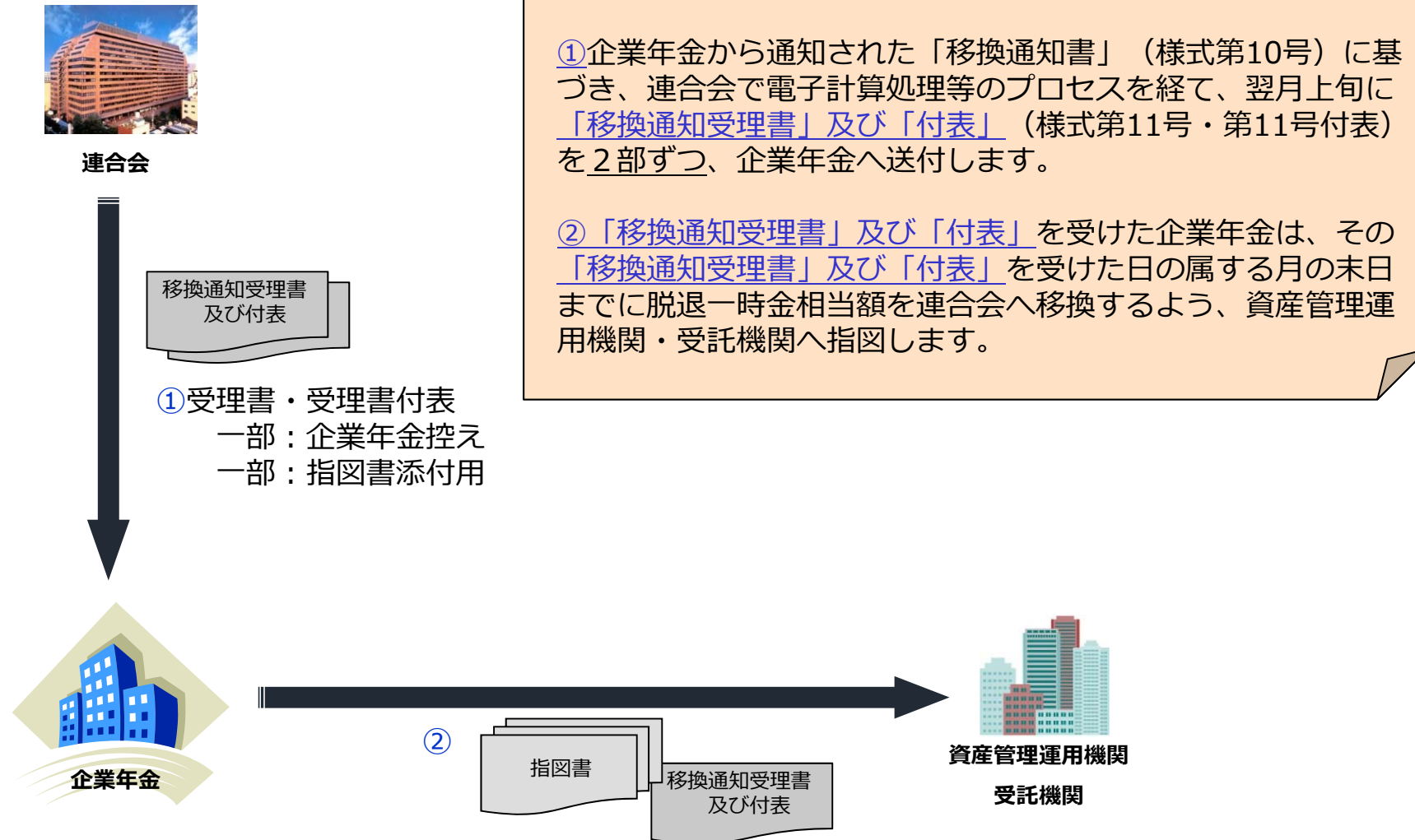
住所 中国 山東省 平戸市 祝溝鎮 北岔道口村 15号

→ ZHONG GUO SHAN DONG SHENG PING HU SHI ZHU GOU ZHEN BEI CHA DAO KOU CUN 15HAO

＊現地の読み方をアルファベットでご記入ください。不明な時は漢字でも構いませんが、収録できない場合がありますので、ご了承ください。

連合会で移換の処理が完了した後に企業年金へ送付する書類及び事務

§ 「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書及び付表（様式第11号・第11号付表）」



連合会から送付する帳票については
未確定のため、確定後に通知します。

【様式第11号】

印

①算定基礎期間の「開始日及び終了日」
の受理項目の追加
②西暦での報告への変更

連合会に移換する金額

【様式第11号付表】

[illegible]

移換完了通知書の未到達

§ 通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

様式の主な変更点（予定）
・西暦での報告への変更

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（HPへの掲載及び事務所内への掲示）するとともに、**「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」**を企業年金へ2部送付します。

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表 1 ページ

(平成26年4月通知)

〒111-0000
◇◇市▼町 1-1-1
○×△企業年金基金
<00012X> 確定給付企業年金事業主 殿
企業年金基金理事長 殿

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未到達住所 新住所
1	2222-12345X	連合会 太郎	男	昭和49.5.5	105-8722 港区芝公園 △△△ 222-XXXX 神奈川県〇〇市××× 2-2

企業年金連合会

新しい住所が判明した場合には、
新住所欄に記入のうえ、1部を
連合会に返送して下さい。

訂正処理完了後、連合会から改
めて「移換完了通知書」を本人
あてに送付します。

2. 取消・訂正事務

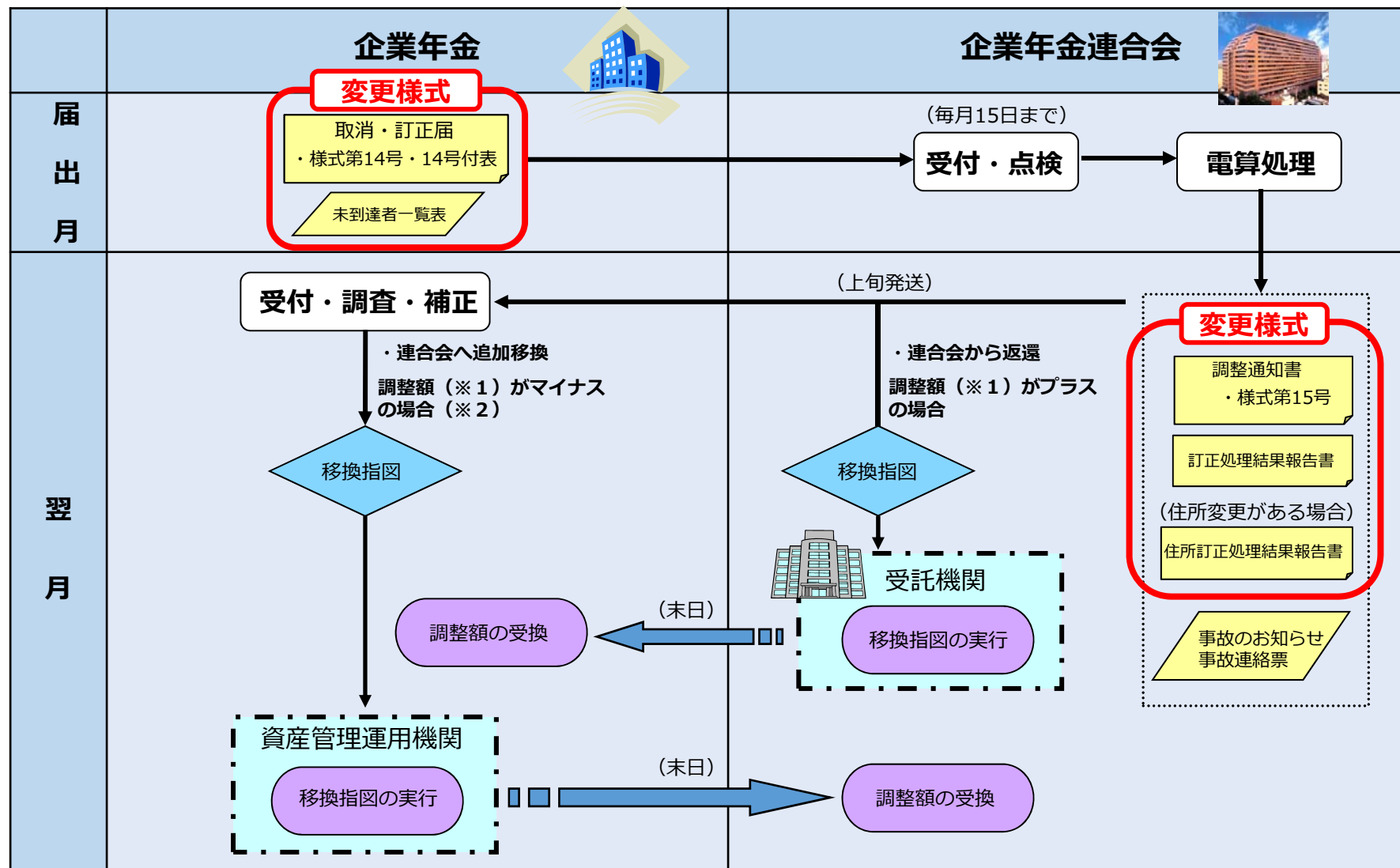
- ※1 調整額とは、訂正や取消により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額（①連合会から返還する金額はプラス、②連合会へ追加移換する金額はマイナス）のことです。
 ※2 資産管理運用機関によっては、調整額がプラスでも移換指図が必要な場合があります。

締切日は事前にご確認ください

取消・訂正届の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）

※15日を過ぎると翌月処理となります

連合会に移換した記録について、取消・訂正がある場合の流れ



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式変更の主なポイント

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の訂正項目の追加
- ・ 改元に伴う、西暦での届出への変更
- ・ 記入位置の変更

第14号付表

様式第14号と第14号付表を、セットで提出します。

様式第14号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

取消件数 1 件
訂正件数 1 件

西暦 2011 年 11 月 3 日

規約番号又は基金番号
第 00012X 号

事業主又は企業年金基金の名称及び
〒〇〇〇-〇〇〇〇
◇◇市▽町 1-1-1

代表者名又は理事長名
○×企業年金基金
年 金 △ △ 雄 印

企業年金連合会理事長 殿

+

(プラス)

押印して下さい。

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は基金番号 0 0 0 1 2 X

移換通知年月 (西暦)	2 0 1 1 年 0 3 月
基礎年金番号	5 5 5 1 2 3 4 5 X
氏名 (カナ)	レンゴウカイ ハナコ
性別	男 01 女 02
生年月日 (西暦)	1 9 7 7 0 3 0 3

☒ 取消 : 52

取消する脱退一時金相当額	500,000 円
--------------	-----------

☐ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入

基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	性別
			男 01 女 02
生年月日 (西暦)	訂正後住所		
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)	算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)	資格喪失年月日 (西暦)	
脱退一時金相当額	算定基礎期間(※)	本人拠出相当額	
円	ヶ月	円	

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号付表

取消届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	1	2	X																										
移換通知年月 (西暦)	2	0	1	1	年	0	3	月																								
基礎年金番号	5	5	5	5	1	2	3	4	5	X	氏名 (カナ)	レンゴウカイ ハナコ	性別	男 01 女 02	生年月日(西暦)	1	9	7	7	0	3	0	3									
☒ 取消 : 52																																
取消する脱退一時金相当額												500,000 円																				
☐ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入																																
基礎年金番号											氏名 (カナ)				氏名 (漢字)				性別													
																			男 01 女 02													
生年月日(西暦)				訂正後住所																												
				〒 -																												
算定基礎期間(※)の 開始日(西暦)											算定基礎期間(※)の 終了日(西暦)											資格喪失年月日 (西暦)										
脱退一時金相当額											算定基礎期間(※)											本人拠出相当額										
円											ヶ月											円										

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

連合会へ移換した記録について取消をする場合に、様式第14号とセットで提出します。

「移換通知受理書」「受理書付表」
(P.15参照)に記載の「移換通知年月」
を西暦で記入。

※取消・訂正届の提出月ではありません。

対象者の基本項目を記入。

取消にチェックしたうえで、取消
する脱退一時金相当額を記入。

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号付表

訂正届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	1	2	X
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月 (西暦)	2	0	1	1	年	0	1	月
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

基礎年金番号	9	9	9	9	1	2	3	4	5	X
氏名 (カナ)	ネンキン イチロウ									
性別	男 01									
生年月日 (西暦)	1	9	8	1	1	2	1	2		
	女 02									

☐ 取消 : 52	
取消する脱退一時金相当額	円

☒ 訂正：53		(注) 訂正する箇所のみ記入		
基礎年金番号		氏名（カナ）	氏名（漢字）	性別
				男 01
				女 02
生年月日（西暦）		訂 正 後 住 所		
		〒 105 - 0011		
		港区 芝公園 ×-×-×		
算定基礎期間(※)の 開始日（西暦）		算定基礎期間(※)の 終了日（西暦）		資格喪失年月日 （西暦）
脱退一時金相当額		算定基礎期間(※)		本人拠出相当額
300,000		円		ヶ月
				円

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

連合会へ移換した記録について訂正がある場合に、様式第14号とセットで提出します。

「移換通知受理書」「受理書付表」
(P.15参照)に記載の「移換通知年月」
を西暦で記入。

※取消・訂正届の提出月ではありません。

訂正前の内容を記入。

訂正にチェック。

訂正する箇所のみ、訂正後
の内容を記入。

※氏名訂正の注意点
カナ氏名訂正のみの（漢字
氏名に訂正がない）場合でも、
漢字氏名を記入します。

様式第10号 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

訂正する場合、「様式第10号」を
改めて通知する必要はありません。

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

規約番号又は基金番号

基礎年金番号

氏名

性別

生年月日

住所

算定基礎期間(※)の開始日(西暦)

算定基礎期間(※)の終了日(西暦)

資格喪失年月日(西暦)

脱退一時金相当額

算定基礎期間(※)

ヶ月

本人拠出相当額

円

基礎年金番号

氏名

性別

生年月日

住所

算定基礎期間(※)の開始日(西暦)

算定基礎期間(※)の終了日(西暦)

資格喪失年月日(西暦)

脱退一時金相当額

算定基礎期間(※)

ヶ月

本人拠出相当額

円

基礎年金番号

氏名

性別

生年月日

住所

算定基礎期間(※)の開始日(西暦)

算定基礎期間(※)の終了日(西暦)

資格喪失年月日(西暦)

脱退一時金相当額

算定基礎期間(※)

ヶ月

本人拠出相当額

円

(※)脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

取消・訂正に係る手続き・調整通知書等の送付

連合会へ移換した脱退一時金相当額に関する記録の取消・訂正処理について

取消処理を行った場合

脱退一時金相当額の調整が発生します。連合会は、処理を行った月の翌月上旬に「**中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）**」（以下「調整通知書」）を企業年金へ送付します。

- ◇ 定額事務費（1,100円）を控除して返還いたします。
- ◇ 「移換通知書」の処理と同月に取消処理を行った場合は、「移換通知書」「取消・訂正届」とも事故となり受理されず、「**事故連絡票**」にてその結果をお知らせします。

訂正処理を行った場合

連合会は、処理を行った月の翌月上旬に「**中途脱退者訂正処理結果報告書**」を企業年金へ送付します。

また、訂正の内容により、脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて「調整通知書」を送付します。

※訂正の内容によって、年金額及び事務費の変更が伴う場合があります。

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書の見方

連合会から送付する帳票については未確定のため、確定後に通知します。

§ 中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）

様式の主な変更点（予定）
・西暦での通知への変更

様式第15号

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書

1 ページ

〒

○×企業年金基金

<000>

主 殿
長 殿

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により脱退一時金相当額を調整した結果
下記になりましたので通知します。

利息を計算する場合の差額・・・481,000円（1,000円未満切捨て）

$$481,000円 \times 0.0225 (2.25\%) \times 8 / 12 = 7,215円 (1円未満四捨五入)$$

規約番号又は基金番号	00012X 号	基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日	通知年月	① 申 出 額 ②(うち事務費)	③取消又は訂正後の額 ④(うち事務費)	⑤ 差 額 ((①-②)-(③-④))	⑥ 差額に対する 利息額	⑦ 調整事務費 (②-④)	調 整 額 (⑤+⑥+⑦)
5555-12345X			レノカワイ ハナコ 連合会 花子	女	昭和52.03.03	平成23.3	500,000円 (18,264)	0円 (1,100)	481,736円	7,215円	17,164円	506,115円
9999-12345X			ネンケン イチロウ 年金 一郎	男	昭和56.12.12	平成23.1	250,000円 (10,042)	300,000円 (11,840)	-48,202円	-900円	-1,798円	-50,900円

<平成23年11月の取消処理の場合>
経過月数8カ月
(平成23年4月～12月)

<平成23年11月の訂正処理の場合>
経過月数10カ月
(平成23年2月～12月)

利息を計算する場合の差額・・・-48,000円（1,000円未満切捨て）

$$-48,000円 \times 0.0225 (2.25\%) \times 10 / 12 = -900円 (1円未満四捨五入)$$

項目	件 数	調整額（円）
性別		
男 子	1	-50,900
女 子	1	506,115
合 計	2	455,215

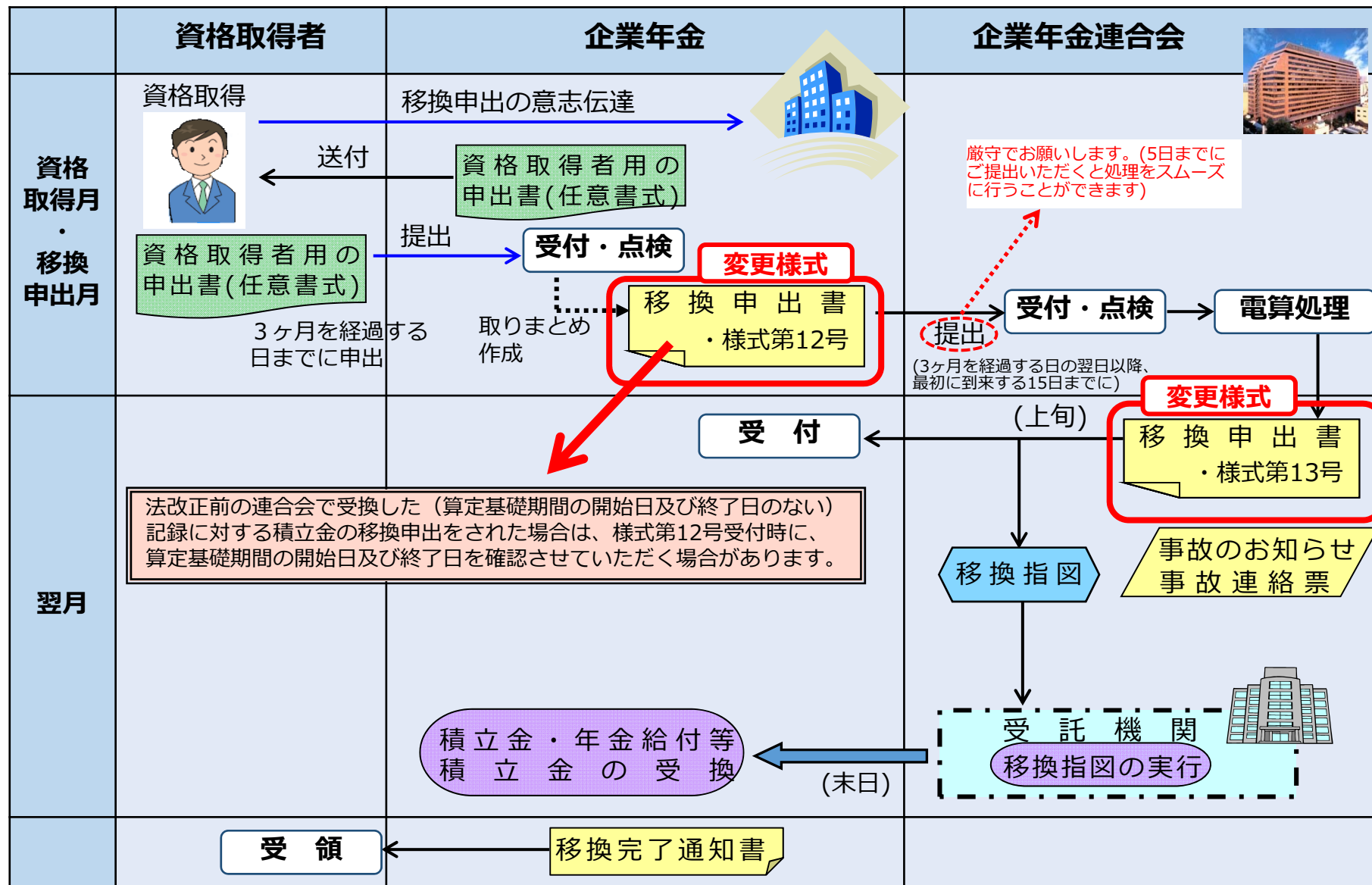
・ マイナス：企業年金 → 連合会へ追加移換
・ プラス：連合会 → 企業年金へ返還

追加移換いただく、または返還する金額です。

3. 企業年金への移換申出事務

締切日は事前にご確認ください
 移換申出の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理となります

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ

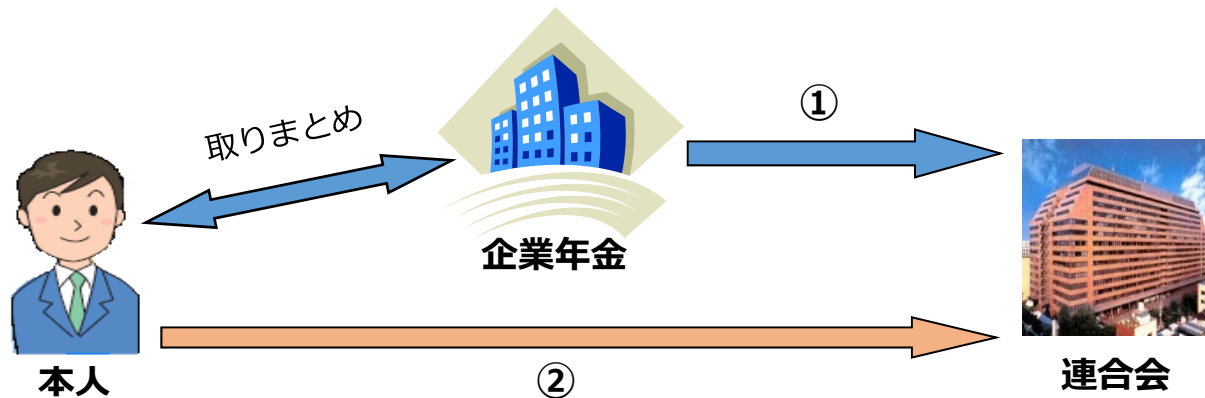


積立金等の移換申出

移換申出方法は次の2つがあります

⇒ 事前に連合会へ登録 「登録届兼変更届（様式第18号）」（P.5～参照）

- ① 企業年金が加入者本人の申出を取りまとめて連合会へ申出をする
- ② 加入者本人が直接連合会に申出をする



登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号 企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿		
登録届兼変更届（確定給付企業年金）		
規約番号・基金番号 (会員番号)		
事業主又は基金の名称		
項目	内容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	☐ 移換できる ☐ 移換できない	1
連合会から積立金等の移換ができる場合	☐ 全ての積立金等を移換する ☐ 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する ☐ 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	2
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	☐ 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする ☐ 中途脱退者が直接連合会に申出をする	3

※ 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

規約に、連合会から積立金等の移換ができる旨が定められており、登録届（様式第18号）にて次の内容が登録されている必要があります。

1. 移換の可否（「移換できる」ことが前提）
2. 移換できる積立金等の種類
3. 移換の手続き方法（取りまとめ、または本人申出）

企業年金から連合会へ提出する書類

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第12号）

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
附則第55条第1項又は第58条第1項の規定により、下記の者から企業年金連合会から確定給付企業年金への積立金及
び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し出ます。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

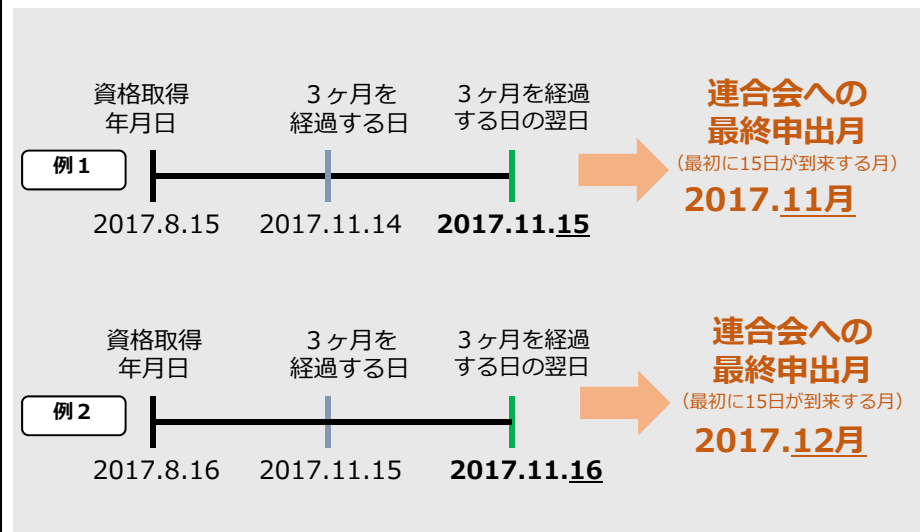
企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号	件数	基礎年金番号	フリガナ 氏 名	性別	生年月日 (西暦)	資格取得年月日 (西暦)	移換区分
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			

加入者は、企業年金の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに、加入した企業年金へ申出を行います。

加入者の申出を受けた企業年金は、申出があった日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに連合会に申出をすることとなっています。



連合会で移換の処理が完了した後に企業年金へ送付する書類及び事務

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）



連合会

移換申出書

① 移換申出書

- 一部：企業年金控え
- 一部：指図書添付用

① 企業年金から申出された「移換申出書」（様式第12号）に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「移換申出書」（様式第13号）を2部、企業年金へ送付します。

② 「移換申出書」を受けた企業年金は、その「移換申出書」を受けた日の属する月の末日までに積立金等を連合会から受換するように、資産管理運用機関・受託機関へ指図します。

また、積立金等の受換を確認したら「移換完了通知」を、企業年金から加入者へ送付します。

②

指図書

移換申出書

企業年金

資産管理運用機関

受託機関

移換完了
通知

加入者

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の見方

連合会から送付する帳票については未確定のため、確定後に通知します。

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）

様式第13号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書

様式の主な変更点（予定）

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の引渡し項目の追加
- ・ 西暦での申出への変更

公的年金
(平成 25 年法律第 63 号) 附則第 58 条第 2 項及び第 55 条第 2 項の規定により、申出のあった下記の者に係る積立金及び年金給付等積立金等を本月末日に移換します。

平成 XX 年 X 月 1 日

企業年金連合会

移換する金額（年金原資分）

通算企業年金額 通算企業年金現価率
 $160,925\text{円} \times 10.1960 \div 1,640,792\text{円}$ (1円未満切り上げ)
 $1,640,792\text{円} + 29,100\text{円} = \underline{1,669,892\text{円}}$
 ※返還事務費

※返還事務費基準額：返還処理に係る費用

資格喪失日

- ・ 平成26年10月1日以降の場合 5,000円
- ・ 平成26年9月30日以前の場合 3,800円

規約番号又は基金番号	00012X								
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額	積立金等	積立金等のうち返還事務費	算定基礎期間	積立金等の区分
2222-12345X	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	男	昭和48.05.05		100,000	1,669,892	29,100	150	確定給付企業年金の脱退一時金相当額
						1,669,892	29,100		

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額 (※)
 $29,100\text{円} = 34,100\text{円} - 5,000\text{円}$

項目 性別	申出人数	件数	積立金等 (円)	返還事務費 (円)
男子	1	1	1,669,892	29,100
女子	0	0	0	
合計	1	1	1,669,892	29,100

(注) 1 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

連合会が移換する金額
(返還事務費を含んでいます)

Ⅲ. 参考 ～中途脱退者等移受換事務に係る連合会ホームページの活用～

各種様式等ダウンロード

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします。



様式はエクセル形式でダウンロード

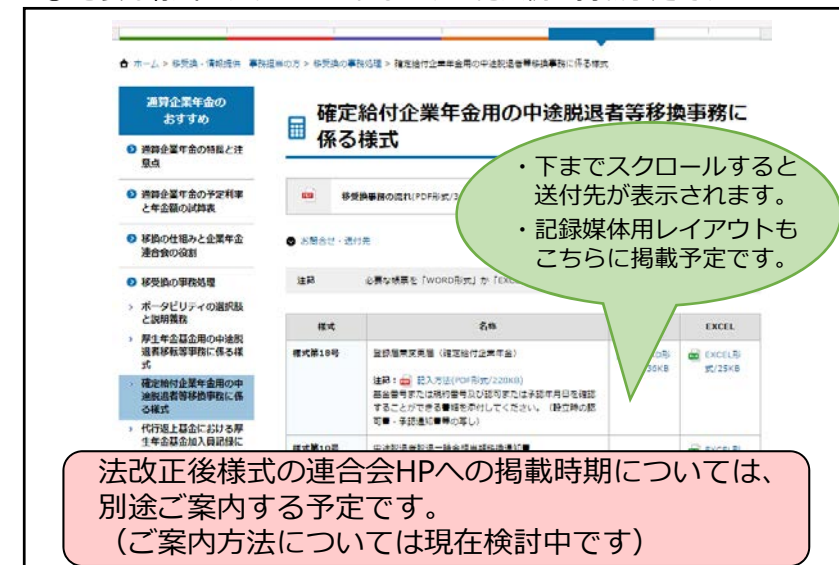
② 「移受換の事務処理」をクリックします。



③ 「確定給付企業年金用の ～ 係る様式」をクリックします。



④ 必要な様式をダウンロードします。記入例も掲載予定です。



ご不明な点やご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会
年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係
電話：03-5401-8732
ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>